

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成29年2月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山明子

監査委員 関勝則

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
平成28年10月1日から平成29年2月28日
- 2 監査の対象
平成27年10月1日から平成28年9月30日までに執行された平成27年度下期及び平成28年度上期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

平成27年度下期及び
平成28年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の実施期間

平成28年10月1日から平成29年2月28日まで

3 監査の対象

平成27年10月1日から平成28年9月30日までに執行された平成27年度下期及び平成28年度上期分の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 平成28年度から平成29年度に係る保険料率の算定内容及び平成28年度上半期までの執行状況の確認に関する事項
- (2) 資格管理事業費（被保険者証の一斉更新に係る費用等）に係る事項
- (3) 債権管理に係る事項
- (4) 市町村への補助金支出に係る事項
- (5) 平成27年度末から平成28年度当初にかけての基金の財務処理
- (6) 一般競争入札の執行状況
- (7) 前回の定期監査において措置を求めた事項
- (8) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成27年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

6 監査の結果

事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。引き続き、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

なお、事務処理上の軽微な注意事項については、すでに事務局へ伝えており、対応済みの事項もあるが、引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。